



2026年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社 京都フィナンシャルグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 土井 伸宏
(コード番号 5844 東証プライム)
問 合 わ せ 先 執行役員経営企画部経営企画担当部長 大西 秀樹
T E L (075) 361-2275

従業員向け「株式報酬制度」の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、当社および当社子会社の従業員（以下、「従業員」といいます。）を対象とした「株式報酬制度」（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

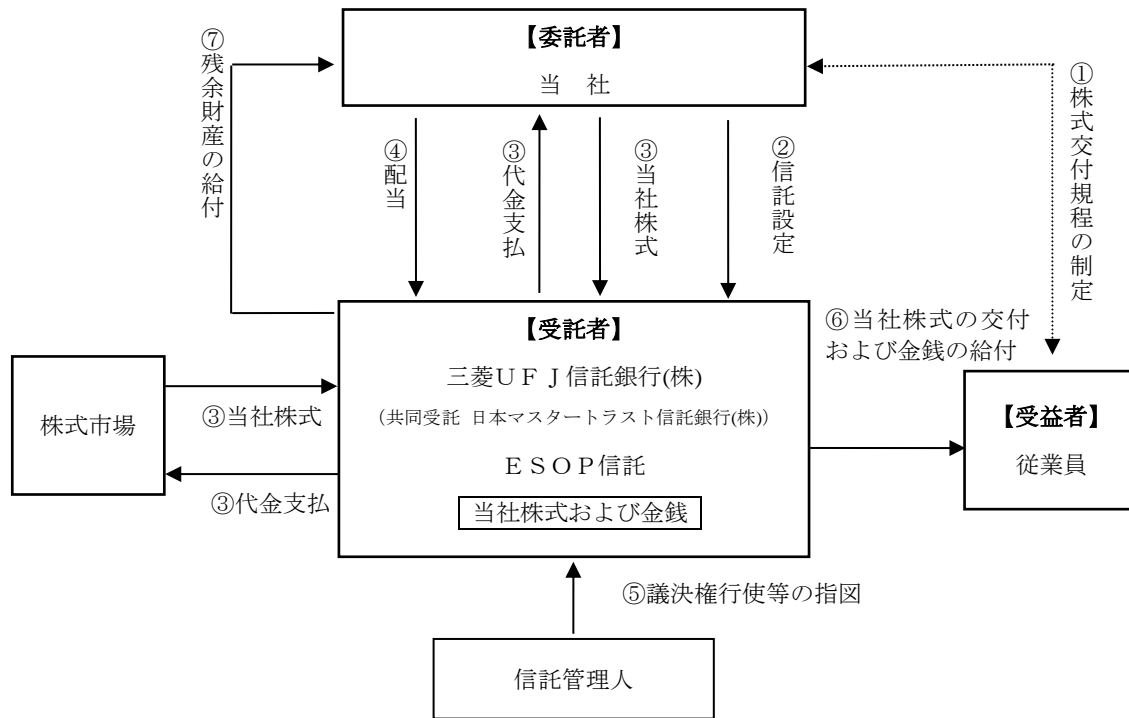
1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、10年後のありたい姿を「すべてのステークホルダーと共に持続的な成長の好循環を創出する『価値創造グループ』」と定め、経営戦略と連動した人財戦略を策定し、中長期的な視点で人的資本経営に取り組んでいます。
今般、当社グループの中長期的な企業価値向上に向け、従業員の経営参画意識の向上、業績への貢献意欲の高揚、従業員との成長実感の共有を目的に、人的資本投資の一環として本制度を導入するものです。
- (2) 本制度では、株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「E S O P信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考にした信託型の株式インセンティブ・プランであり、E S O P信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付するものです。
- (3) 本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるとともに、株価を意識した業務遂行を促すと同時に、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

(※) 本制度の導入に伴い、現在当社が保有する自己株式 17,303,146 株(2026年3月31日現在)のうち、330,000 株 (1,479,720,000 円) をE S O P信託に対して処分することを同時に決議いたしま

した。詳細につきましては、別途、本日付開示しております「株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。
- ② 当社は金銭を拠出し、受益者要件を充足する従業員を受益者とするE S O P信託を設定します。
- ③ E S O P信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。
- ④ E S O P信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑤ E S O P信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 株式交付規程に従い、一定の要件を充足する従業員に対して、当社株式等が交付等されます。
- ⑦ E S O P信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(注) 信託期間中、E S O P信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、E S O P信託に追加で金銭を信託することがあります。

【ご参考】

●信託契約の内容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (2) 信託の目的 | 従業員に対するインセンティブの付与 |
| (3) 委託者 | 当社 |
| (4) 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| (5) 受益者 | 従業員のうち、受益者要件を充足する者 |
| (6) 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| (7) 信託契約日 | 2026年5月29日（予定） |
| (8) 信託の期間 | 2026年5月29日～2029年8月31日（予定） |
| (9) 制度開始日 | 2026年5月29日（予定） |
| (10) 議決権行使 | 受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| (11) 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| (12) 取得株式の総額 | 1,479,720,000円 |
| (13) 株式の取得方法 | 当社（自己株式処分）から取得 |

以 上